

改 正 案	現 行
<p>（車両の幅等の最高限度）</p> <p>第三条 法第四十七条第一項の車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 高さ 道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあつては四・メートル、その他の道路を通行する車両にあつては三・八メートル</p> <p>四・五 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（通行方法の制限）</p> <p>第十条 第三条第一項第三号の規定による指定を受けた道路について、高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両に關し、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる路肩の通行の禁止その他の通行方法を定めるときは、当該道路を通行する当該車両は、当該通行方法によらなければならぬ。</p> <p>2  第七条第二項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度が定められている道路について、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる徐行その他の通行方法を定めるときは、当該道路を通行する車両は、当該通行方法によらなければならぬ。</p> <p>（緊急自動車等の特例）</p> <p>第十四条 略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、公益上緊要な用務のために通行する国土交通省令で定める車両で、道路の構造の保全のための必要な措置を講じて通行するものについては、第五条から第七条まで、第九条及び第十条第二項の規定は、適用しない。</p>	<p>（車両の幅等の最高限度）</p> <p>第三条 法第四十七条第一項の車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 高さ 三・八メートル</p> <p>四・五 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（通行方法の制限）</p> <p>第十条</p> <p>第七条第二項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度が定められている道路について、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる徐行その他の通行方法を定めるときは、当該道路を通行する車両は、当該通行方法によらなければならぬ。</p> <p>（緊急自動車等の特例）</p> <p>第十四条 略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、公益上緊要な用務のために通行する国土交通省令で定める車両で、道路の構造の保全のための必要な措置を講じて通行するものについては、第五条から第七条まで、第九条及び第十条の規定は、適用しない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（道路管理者の権限の代行） 第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 二十一 略</p> <p>二十二 車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第七条第二項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定め、及び同令第十条第二項の規定により通行方法を定めること。</p> <p>二十三・二十四 略</p> <p>2 略</p>	<p>（道路管理者の権限の代行） 第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 二十一 略</p> <p>二十二 車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第七条第二項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定め、及び同令第十条の規定により通行方法を定めること。</p> <p>二十三・二十四 略</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（車両制限令の規定の適用についての読替規定）                      第八条 法第三十条第一項の規定による車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）の規定の適用については、同令第三条第一項第二号イ及び第三号、第五条第一項及び第三項、第六条第一項、第七条並びに第十条から第十二条までの規定中「道路管理者」とあるのは「公団等」と読み替えるものとする。</p>	<p>（車両制限令の規定の適用についての読替規定）                      第八条 法第三十条第一項の規定による車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）の規定の適用については、同令第三条第一項第二号イ、第五条第一項及び第三項、第六条第一項、第七条並びに第十条から第十二条までの規定中「道路管理者」とあるのは「公団等」と読み替えるものとする。</p>